

答申第 763 号

情公第 2530 号

令和 4 年 2 月 25 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 25 日付けで諮問された特定審査会の録音データ等一部非公開の件（諮問第 850 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、平成28年度第1回及び第8回環境影響評価審査会の録音データにつき、行政文書に該当しないとして非公開としたことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年9月4日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、平成28年度第7回環境影響評価審査会（以下「アセス審査会」という。）と平成28年度第8回アセス審査会（以下「アセス審査会」という。）との間に特定案件についてアセス審査会事務局がアセス審査会委員とやりとりした行政文書並びに平成28年度第1回及び第8回アセス審査会の録音データ（事業者説明にかかわる部分）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、令和元年9月17日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年10月11日付けで、以下のとおり、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 「平成28年度第7回アセス審査会と第8回アセス審査会との間に特定案件について環境影響評価審査事務局が審査会委員とやりとりした行政文書」とする請求に対しては、平成29年2月20日に実施した打合せ記録とその参考資料、平成29年1月24日付け審査経過等整理票の速報版及びアセス審査会委員とアセス審査会事務局職員の間でやり取りされたメール（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、アセス審査会委員とアセス審査会事務局職員の間でやり取りされたメールに記載されていたアセス審査会委員のメールアドレスについて、個人に関する情報であり、非公開情報に該当するとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 「平成28年度第1回及び第8回アセス審査会の録音データ（事業者説明にかかわる部分）」（以下「本件録音データ」という。）とする請

求に対しては、会議記録を作成するための補助として当該会議の内容を一時的に採録した録音データであり、条例第3条第1項第3号の規定に基づき、行政文書に該当しないため公開を拒んだ。

- (3) 審査請求人は、令和2年1月7日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、公開することができない部分があるとして本件録音データを非公開としたことについて、その取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件請求を行った「平成28年度第8回アセス審査会の録音データ」は、会議記録が作成されていない部分の録音データであって、条例第3条第1項第3号の規定に該当しない。したがって、同規定を理由に公開することができないとする処分は、同規定の適用に誤りがある。
- (2) 環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例は、事業者に対し、住民意見を聴取するだけでなく、住民意見に対する見解を示すよう、応答義務を課しており、極めて高い程度の住民参加を保障しているといえる。このような他の法令に見られない優れた制度を保障するものは情報の公開である。情報が公開されなければ、住民は正確な理解をすることができない。にもかかわらず、アセス審査会の会議記録が作成されていない部分、すなわちアセス審査会における事業者の説明にかかわる部分を含む本件録音データを非公開としたことは、これらの制度を蔑ろにするものである。特に、アセス審査会における事業者の説明は、アセス審査会の審査において重要な判断材料になっていることがアセス審査会の会議記録からも推察できる、貴重かつ不可欠な情報である。
- (3) 本件処分のような条例第3条第1項第3号の適用がなされると、会議記録を作成するための補助と称して、ごく一部の会議記録を作成しさえすれば、本来であれば公開すべき重要な内容であっても、録音データを非公開にすることが可能となる解釈が成り立つ。結果として、情報公開制度の崩壊につながる懸念される。

そして、本件処分は、審査請求人の知る権利を著しく侵害している。

(4) 平成28年度第2回及び第5回アセス審査会の議事録の内容から、議事録に記録されていない事業者の説明に疑義がある。また、特定施設の状況が、議事録に記録されていない事業者の説明と異なるのではないかという疑義もある。会議記録にはこれらの疑義を解明する記述がなく、また、事業者の説明の伝聞でしかないので、事実の解明には、本件録音データにおける事業者の説明を確認する以外に方法がない。

このような事業者の説明が事実と異なる疑義は、知事の諮問に対するアセス審査会の答申に重大な影響を与えるものであり、アセス審査会における事業者の説明の誠実さが問われる問題でもある。

(5) 実施機関は、アセス審査会の運営についての申合せに基づいて適正に作成された議事録であるから手続上の瑕疵はないと説明しているが、事業者の説明に疑義がある場合には、その説明は成り立たない。

#### 4 実施機関（担当：環境農政局環境部環境計画課）の説明要旨

(1) アセス審査会は附属機関の設置に関する条例第2条の規定に基づき、知事の附属機関として設置されている。そして、条例第25条本文は、附属機関の会議は原則として公開するものとしている。

また、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」（以下「要綱」という。）第5条第3号は、附属機関の運営に際して、「審議経過等が明確となるよう議事録を作成し、原則として、発言者を記載することとする。なお、議事録の形式は、発言の全内容を記載する議事録又は発言内容を要約する議事録とし、当該附属機関の決定により選択するものとする。」と規定している。さらに、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用」（以下「運用」という。）第5条関係第3項は、「本条第3号に規定する発言内容を要約する議事録を作成するのは、会議を公開しない場合、審議経過等を明確で分かりやすく公表するという趣旨を満たすと判断される場合等を想定している。なお、発言内容をどの程度要約するかについては、当該附属機関の決定によるものとし、前項の規定に準じて発言者又は発言内容の一部若しくはその両方を記載しないことができるものとする。」と定めている。

(2) 前記の規定と運用を踏まえ、アセス審査会では、その運営について、次のとおり申合せ事項を定めている。

ア 審査会の会議資料は、原則として公開する。

イ 審査会の議事録には審議内容を掲載することとし、発言ごとに委員名を表示する。なお、事務局の作成した議事録の原案については、審査会に出席した委員の確認を得て成案とした上で公開する。

ウ 審査会の会議は、審査会が別に定めるところにより原則として公開する。

エ 審査会委員名簿並びに出席委員名を記載した審議速報、議事録及び会議資料をホームページに掲載して公開する。

(3) 本件請求の対象になった平成28年度第1回及び第8回アセス審査会については、前記申合せ事項により次のような対応をとった。

ア 会議資料は事業者の提出した文書を含めて公表した。

イ 議事録には審議内容を掲載するとともに、発言ごとに委員名を表示した。

ウ 会議は公開した。

エ 委員名簿並びに出席委員名を記載した審議速報、議事録及び会議資料をホームページに掲載した。

これらの対応は、条例第25条本文、要綱第5条第3号及び同号の運用に基づき、適正なものである。

(4) アセス審査会では、前記のとおり、文書で作成した議事録を正規の記録としていることから、議事録を作成するための補助としてアセス審査会の内容を一時的に採録した本件録音データを本件請求の対象となる行政文書から除外した本件処分は、条例第3条第1項第3号の規定に基づくもので、手続上の瑕疵はない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査の対象について

審査請求人は、前記2(3)のとおり、本件処分のうち、本件録音データを非公開とした部分について取消しを求めている。

そこで、本件録音データを非公開とした処分の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件録音データの行政文書該当性について

ア 関係する規定について

条例第3条第1項本文は、行政文書公開請求の対象となる行政文書について、「実施機関の職員…がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録…であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」と規定している。

ただし、同項各号では、同項本文に該当するものであっても、例外的に行政文書に当たらないものを定めているところ、同項第3号では「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」を行政文書から除外すると定めている。

これは、文書で作成した会議記録を正規の記録としている場合に、会議記録を作成するための補助として当該会議の内容を一時的に採録した録音データ等は、保存の対象となる正規の行政文書ではないため、行政文書公開請求の対象とすることは適当でないことから、行政文書から除外する趣旨であると解される。

この規定を受け、知事が管理する行政文書について条例の施行に関し必要な事項を定める神奈川県情報公開条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第2条第1号は、条例第3条第1項第3号に規定する「実施機関が定める電磁的記録」について、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」を規定している。

また、要綱第5条第3号では、附属機関の運営に当たって留意すべき事項として、「審議経過等が明確となるよう議事録を作成し、原則として、発言者を記載することとする。なお、議事録の形式は、発言の全内容を記載する議事録又は発言内容を要約する議事録とし、当該附属機関の決定により選択するものとする。」と規定されている。

イ 本件録音データについて

本件録音データは、アセス審査会事務局を務める実施機関の職員が、

平成28年度第1回及び第8回アセス審査会の会場においてその会議を録音した電磁的記録であり、実施機関において管理されていたものであると認められる。

この点、実施機関は前記4(4)のとおり、本件録音データについて、議事録を作成するための補助として採録したものである旨説明する。これらのアセス審査会の議事録を当審査会で確認したところ、アセス審査会の各委員の発言内容が、要約ではなく口語調で詳細に記載されていることが認められる。そして、この程度まで詳細な議事録を作成するには、会議の場で職員が書き取るだけでは困難であり、録音したものを聴き返しながら作成することが必要であると考えるのが相当である。このことに鑑みると、これらのアセス審査会の議事録は本件録音データを使って作成されたものであり、さらに、本件録音データは、議事録の作成のために一時的に採録された、補助的なものにとどまるといえる。よって、本件録音データについて、会議記録を作成するための補助としてこれらのアセス審査会の内容を一時的に採録し、これをもとに当該議事録を作成したとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点はない。

以上を踏まえると、本件録音データは、確かに、条例第3条第1項にいう「実施機関の職員…がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した…電磁的記録…であって、当該実施機関において管理しているもの」ではあるが、議事録作成の補助に用いるため一時的に作成されたものであると認められることから、条例施行規則第2条第1号にいう「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」に当たり、「行政文書」から除外される条例第3条第1項第3号に規定する「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」に該当する。

よって、実施機関が本件処分において本件録音データを条例第3条第1項にいう「行政文書」に該当しないとして非公開としたことは妥当であると判断する。

### (3) その他

審査請求人は、前記3(3)において、本件録音データに条例第3条第1

項第3号の規定が適用されるとすると、一部だけでも会議記録を作成しさえすれば、本来公開すべき重要な内容が議事録に表れていなくとも、録音データを非公開にすることが可能となる解釈が成り立つ旨主張している。

しかし、実施機関の職員には、職務上正確な議事録の作成が求められており、特に、附属機関の会議に係る議事録にあっては、このことが、要綱や運用によって義務付けられていて、これらにより重要な情報の住民への提供は制度的に要請されている。本件においても、平成28年度第1回及び第8回アセス審査会について、アセス審査会での申合せ事項に基づいた詳細な議事録が作成されていたことが認められる。

なお、前記3(4)のとおり、審査請求人は、議事録に記録されていない事業者の説明について疑義が生じていると特に主張している。審査請求人の前記主張は、重要な情報の住民への提供が制度的に要請されているとしても、現実には重要な情報が議事録に記載されないという運用がなされる可能性を指摘するものと解する余地もあるため、当審査会においてこれらのアセス審査会の議事録及び会議資料並びに本件録音データに記録されていた発言内容を確認したところ、当該議事録と本件録音データとの間に大きなそごは存在しないことが認められた。また、平成28年度第8回アセス審査会では、特定案件について事業者の説明が行われていないことが併せて確認されたことから、審査請求人の主張は採用できない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年2月25日 (収受)	○ 諮問
12月23日 (第212回部会)	○ 審議
令和3年2月22日 (第214回部会)	○ 審議
3月22日 (第215回部会)	○ 審議
6月22日 (第218回部会)	○ 審議
7月20日 (第219回部会)	○ 審議
8月4日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき提出された意見書を収受
12月20日 (第221回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和4年2月25日現在）（五十音順）